

放射性物質に汚染された農業集落排水汚泥の処分推進		施策番号160
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	農林水産省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(10)	平成24年9月
目	②(ii)	
平成23・24年度の予算措置の状況		
施策の内容		
<p>県及び事業者である市町村と情報交換を行い、課題を把握するとともに、関係省庁等と連携を図りながら、事業者が処分を行うこととされている8,000Bq/kg以下の農業集落排水汚泥の処分や再利用を進める。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>○県及び関係市町村との情報交換会や関連情報の説明会を実施 ○処分や再利用に係る検討、基準や事例の情報提供等を実施 ○引き続き、仮置きされた汚泥の把握を行いつつ、関係省庁、県、市町村関係者等と連携を図りながら、適切な対応を実施</p>		

放射性物質汚染廃棄物処理事業		施策番号161
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(10)	平成24年9月
目	②(ii)	
平成23・24年度の予算措置の状況		
<p>【平成23年度(第3次補正)】 放射性物質汚染廃棄物処理事業: 45,148百万円の内数【一般会計】 【平成24年度】 放射性物質汚染廃棄物処理事業: 77,224百万円の内数【復興特会】</p>		
施策の内容		
<p>○放射性物質汚染対処特措法に基づき、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。 ○対策地域内廃棄物及び指定廃棄物に該当しない8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理が促進されるよう取り組む。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>【対策地域内廃棄物】 ○平成24年6月に南相馬市、楢葉町等の対策地域内廃棄物処理計画を策定。 ○南相馬市の1箇所では仮置場造成工事を開始、楢葉町の2箇所では仮置場造成工事を発注済み。 ○仮置場や仮設焼却炉の設置場所について、自治体と調整中であり、決定次第事業発注を実施予定。 ○これら施設の設置のためには、地域住民の方々の御理解を得ることが必須であり、住民説明会の開催等、十分な説明機会を設けていく予定。 ○中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について(平成23年10月29日環境省)」に基づき、実施することとしている。</p> <p>【指定廃棄物】 ○下水汚泥等の福島県内で発生する10万Bq/kg以下の指定廃棄物については、富岡町にある民間管理型処分場での処分を行うべく、関係者と調整を実施しており、引き続き調整を行っていく。 ○下水汚泥については、臭気対策や保管スペースの確保の観点から、必要に応じて減容化に係る実証事業を実施しており、今後も、引き続き実証事業を実施していく。 ・堀河町終末処理場: 平成23年度に実証事業を開始し、平成25年度の運転に向けて、今年度は設計、乾燥施設設置を実施。 ・県中浄化センター: 平成25年度の焼却施設設置及び施設の運転に向けて、今年度から設計等を実施。</p> <p>【8,000Bq/kg以下の廃棄物】 ○通常の処理方法により安全に処理できる8,000Bq/kg以下の廃棄物については、関係自治体等と連携しつつ、ホームページ等による処理の安全性の周知に加え、これらの廃棄物を受け入れることのできる処理施設への働きかけを行っているところ。 ○今後も、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処分が進展するよう、関係自治体等の協力を得ながら、関係省庁と連携して取り組んでいく。</p>		

避難指示区域における工事廃棄物等への対応のための連携体制の構築		施策番号162
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	54	※施策の内容を参照
章	第3	
節	2	作成年月
項	(10)	平成24年9月
目	②(ii)	
平成23・24年度の予算措置の状況		
施策の内容		
<p>避難指示区域における復旧・復興工事から生じる工事廃棄物等への対応のため、現地において関係行政機関(復興庁・環境省・原子力規制庁・厚生労働省・農林水産省・国土交通省)が連携して課題を解決する体制を構築し、仮置場確保や処分に関する課題解決を図るもの。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>避難指示区域における復旧・復興工事から生じる工事廃棄物等への対応のための体制構築について関係各省及び福島県と協議済み。9月下旬に市町村との協議を開始。</p>		